

令和5年度 2t 回転/ダンプ式塵芥収集車(軽油燃料)・仕様書

第1章・総則

(1)趣旨

この仕様書は、八尾市環境部環境事業課(以下「当課」という)が、購入する塵芥車について必要な事項を定めるもの。

(2)基準

本仕様書及び次の法令等、関連法規に適合したものであるもの。

1. 道路運送車両法
2. 道路運送車両の保安基準

(3)疑義

仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、当課と協議のうえ当課の指示を受け、誤りのないようにすること。

なお、不明な点は、当課へ確認し、十分熟知の上契約するものとする。

契約後に生じた疑義は、当課と協議のうえ対応するものとする。

(4)費用

入札価格には、重量税、リサイクル、自賠責、印紙代、消費税を含まないこと(その他に発生する費用はすべて入札価格に含む)。

(5)検査

1. 検査は、受注者立会いのもと、当課担当者が行う。
2. 受注者は、中間検査前に当課担当者と仕様確認する。
3. 中間検査は、八尾市清掃庁舎内(八尾市高美町5丁目2番2号)で実施する。
4. 中間検査時の異議については、修正後写真を添え当課担当者に確認する。
5. 完成検査は、全塗装及び全装備が完了した時点とし、検査の結果不備事項又は不合格品がある場合は、当課の指示する日までに改修又は取替えを行い、再度検査するものとする。

(6)納入

1. 納入場所 八尾市清掃庁舎内(八尾市高美町5丁目2番2号)
2. 納入期日 令和6年9月6日(金)
3. 納入台数 3台

(7)点検 修理

1. 点検 修理は、迅速・丁寧に実施する。

2. 巡回サービス(月次点検等)は、原則的に月1回実施し記録をつけること。

(8)製作上の注意

1. 使用上の安全性、操作性を十分考慮すること。
2. 車体は十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。
3. 車体は、堅牢で長期の使用、常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るものであること。
4. 清掃、点検整備、修理等が容易に行えること。
5. 各 S/W 類のレイアウト及び装備品等の積載については、当課の意見を取り入れ機能的かつバランスよく配置し製作すること。

項目	仕様
キャブ形状	ハイルーフ
乗車定員	3人
最大積載量	2,000kg
車両総重量	6,500kg未満
長さ	530cm未満
幅	188cm未満
高さ	230cm未満
変速方式	マニュアル 5 速以上
積込み方式	回転板式
排出方式	ダンプ排出式

第 2 章・シャーシ

☆衝突被害軽減ブレーキを標準装備とし
ポスト新長期排ガス規制適合車とする。

装備品及び付属品

1. A/C
2. ルーフボックス
3. パワーウインドー
4. AM,FM ラジオ交通情報、時計
5. 灰皿レス
6. 左右電動格納式ミラー(スイッチは左右独立とする。)なお、ミラーは平面タイプを取り付けること
7. 左ミラー上部に補助ミラーを設置する。
8. 標準工具一式鍵付き、ジャッキセット、フロアマット、ドアバイザー
9. 左折及び後退時の警告音声アラーム(車速感知型)を設置する。
10. PT0 スイッチは、他のスイッチとの差別化を図り、ハザードと連動するタイプとし、切り替え S/W も設置する。
11. フロアマット、ドアバイザー
12. スペアータイヤは、持ち込みとする。

13. バックアイカメラのモニターは、室内ミラー型とする。
14. ドライブレコーダは、ドライバーの視界の妨げにならないように取り付ける。
(デンソーDN-PROIV)
15. 左助手席側ドアのヒンジ部分を補強する。(詳細は当課と協議)
16. キャビンドア開口部上端からキャビン座席フロアまでの距離を最短 1300mm 以上確保する。
17. 降車用滑り止めを座席脇に設置する。
18. ETCを取り付ける。(GPS 機能の無い物)

第 3 章・架装部

(1)荷箱関係(ボディー)

1. 前荷箱の容量は 4.4m³以上とする。
2. 押込板先端に、厚さ 6mm 程のラバー式飛散防止装置を取付ける。
3. 後荷箱各部シリンダーは、グリス等の飛散防止を考慮する。
4. 汚水タンクの蓋は後ろ開きとする。
5. ごみ投入口のドラムは 6mm 以上の鋼材を使用すること。
6. ドラム板最深部に、水抜き穴を設ける。
7. キャビン後部にガス缶回収 BOX(100 リットル以上)を遮熱に配慮し 2 個、取り付ける。
詳細は当課と相談とする。
8. 汚水タンクの最低地上高を 380mm以上確保する。

(2)油圧装置関係

1. 油圧ポンプは、スタンダードとする。
2. コントロールバルブの取り付けは、メンテナンス性を考慮する。
3. 作動油タンクには、浮き玉入りの油面計を取付ける。
4. ポンプのメイン圧は標準とするが、家庭ごみ 1900kg 以上を積載可能とする。

(3)電気関係

1. 積込み作動は、1 サイクル・連続の切り替式とし、切り替 S/W は操作ボックスに取付ける。
2. 運転室内操作盤は、ダッシュボード右上とし連絡ブザー本体も組み込む。
3. 後荷箱の上下作動時は、バックブザーが鳴る構造とする。
4. 連絡ブザーの S/W は、左右の操作ボックスに取付ける。
5. 緊急停止ボタンは左右に取り付け、投入口下部の膝 S/W は平板とする。
6. 「作業中表示灯」は、VS-160A K0299 パトライト製の八尾仕様 (同等可)を取付ける。
7. 操作ボックスの積込み S/W は富士電子の AH シリーズ(同等可)を使用。
8. 作業灯(夜間用)を左右に取付け、配線は専用回路とし S/W も取付ける。

第4章・その他

1. 啓発ポスター用看板は、ポスターの差し替えを考慮し、令和4年度極東式を追従し防水性を高めること。
2. 別途指定の車載用拡声器システムは、SDカード(童謡赤とんぼ)を添える。
3. ちりとり・ほうき立てを荷箱開口時に落ちないように設置する。
4. 排気口は、タイヤへの熱障害を考慮する。
5. 消火器はモリタ製のME10VC型を左右に各一本取付ける。(同等可)
6. 車輪止めを取付ける。

別途指定

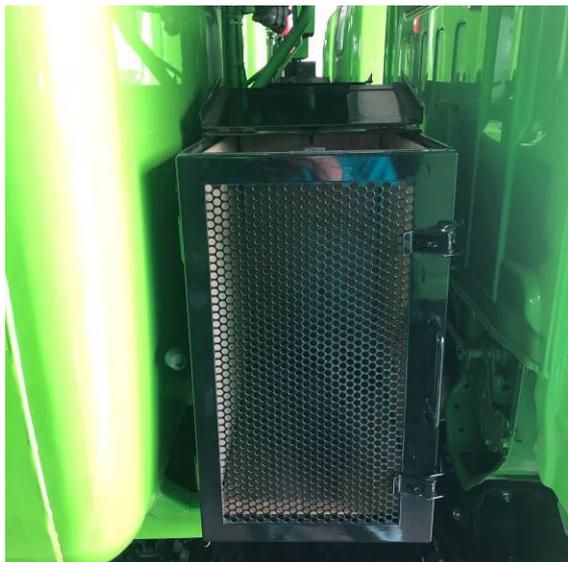
品名	型式	メーカー
ボデーカラーパステルグリーン現車確認	S44-456 パステルグリーン	ロックペイント
10W オルゴールアンプ	YD-314	ノボル
車載スピーカー	SC-113B	ノボル
投光ワークランプ SD 型	24V 用 60W 付	スタンレー

指定のロゴ・字体・サイズ・カラー

- ① 官庁用・・・ 角ゴシック 60×70mm 白
- ② 八尾市・・・ 角ゴシック 110×120mm 白
- ③ 市章・・・ 現車確認



キャビン後部ガス缶回収 BOX



ちりとり・ほうきホルダー



バックアイカメラのモニター



キャビン後部ガス缶回収 BOX



啓発ポスター用看板



バックアイカメラのモニター



暴力団等不当介入に関する特記仕様書

八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、次のとおり措置するものとする。

- (1) 受注者及び下請負人等が契約履行に当り、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、八尾市暴力団排除条例第9条第2項に基づき、速やかに本市に報告するとともに、警察への届出をすること。
- (2) 前項の報告義務を怠ったと認められるときは、入札参加停止措置を行うものとする。
- (3) 受注者及び下請負人等が第1項の不当介入を受け、同項の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、履行期限の延期等の措置を講じることができる。

令和5年度 3.5t 回転/ダンプ式塵芥収集車(軽油燃料)・仕様書

第1章・総則

(1)趣旨

この仕様書は、八尾市環境部環境事業課(以下「当課」という)が、購入する塵芥車について必要な事項を定めるもの。

(2)基準

本仕様書及び次の法令等、関連法規に適合したものであるもの。

1. 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)
2. 道路運送車両の保安基準

(3)疑義

仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、当課と協議のうえ当課の指示を受け、誤りのないようにすること。

なお、不明な点は、当課へ確認し、十分熟知の上契約するものとする。

契約後に生じた疑義は、当課と協議のうえ対応するものとする。

(4)費用

入札価格には、重量税、リサイクル、自賠責、印紙代、消費税を含まないこと(その他に発生する費用はすべて入札価格に含む)。

(5)検査

1. 検査は、受注者立会いのもと、当課担当者が行う。
2. 受注者は、中間検査前に当課担当者と仕様確認する。
3. 中間検査は、八尾市清掃庁舎内(八尾市高美町5丁目2番2号)で実施する。
4. 中間検査時の異議については、修正後写真を添え当課担当者に確認する。
5. 完成検査は、全塗装及び全装備が完了した時点とし、検査の結果不備事項又は不合格品がある場合は、当課の指示する日までに改修又は取替えを行い、再度検査するものとする。

(6)納入

1. 納入場所 八尾市清掃庁舎内(八尾市高美町5丁目2番2号)
2. 納入期日 令和6年9月6日(金)
3. 納入台数 1台

(7)点検 修理

1. 点検 修理は、迅速・丁寧に実施する。
2. 巡回サービス(月次点検等)は、原則的に月1回実施し記録をつけること。

(8)製作上の注意

1. 使用上の安全性、操作性を十分考慮すること。
2. 車体は十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。
3. 車体は、堅牢で長期の使用、常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るものであること。
4. 清掃、点検整備、修理等が容易に行えること。
5. 各 S/W 類のレイアウト及び装備品等の積載については、当課の意見を取り入れ機能的かつバランスよく配置し製作すること。

項目	仕様
キャブ形状	ハイルーフ
乗車定員	3人
最大積載量	3,000kg
車両総重量	8,000kg未満
長さ	660cm未満
幅	210cm未満
高さ	235cm未満
変速方式	マニュアル 5 速以上
積込み方式	回転板式
排出方式	ダンプ排出式

第 2 章・シャーシ

☆衝突被害軽減ブレーキを標準装備とし

ポスト新長期排ガス規制適合車とする。

装備品及び付属品

- 1, A/C
- 2, ルーフボックス
- 3, パワーウインドー
- 4, バッテリー液量警告灯
- 5, 左右電動格納式ミラー(スイッチは左右独立とする)なお、ミラーは平面タイプを取り付けること
- 6, 左ミラー上部に補助ミラーを設置する
- 7, ミラーステーの長さを調整する。
- 8, 左折及び後退時の警告音声アラーム(車速感知型)を設置する。
- 9, PT0 スwitchは、他のSwitchとの差別化を図り、ハザードと連動するタイプとし、切り替え S/W も設置する
- 10, フロアーマット、ドアバイザー、
- 11, スペアタイヤは、スペアタイヤレスとする。

- 12, バッテリーカバーは、ワンタッチ式とする
- 13, ドアの開放角度は 70 度程とする。
- 14, 左助手席側ドアのヒンジ部分を補強する。
- 15, ドライブレコーダは、ドライバーの視界の妨げにならないように取り付ける。
(デンソーDN-PROIV)
- 16, 降車用滑り止めを座席脇に設置する。
- 17, バックアイカメラのモニターは、室内ミラー型とする。
- 18, ETCを取り付ける。(GPS 機能の無い物)

第 3 章・架装部

(1)荷箱関係(ボディー)

1. 前荷箱の容量は 6.8m³以上とする。
2. 押込板先端に、厚さ 6mm 程のラバー式飛散防止装置を取付ける。
3. 後荷箱各部シリンダーは、グリス等の飛散防止を考慮する。
4. 汚水タンクの蓋は後ろ開きとする。
5. ごみ投入口のドラムは 6mm 以上の鋼材を使用すること。
6. ドラム板最深部に、水抜き穴を設ける。
7. キャビン後部にガス缶回収 BOX(100 リットル以上)を遮熱に配慮し 2 個、取り付ける。
詳細は当課と相談とする。

(2)油圧装置関

1. 油圧ポンプは、スタンダードとする。
2. コントロールバルブの取り付けは、メンテナンス性を考慮する。
3. 作動油タンクには、浮き玉入りの油面計を取付ける。
4. ポンプのメイン圧は標準とするが、家庭ごみ 3000kg を積載可能とする。

(3)電気関係

1. 積込み作動は、1 サイクル・連続の切り替式とし、切り替 S/W は操作ボックスに取付ける。
2. 運転室内操作盤は、ダッシュボード右上とし連絡ブザー本体も組み込む。
3. 後荷箱の上下作動時は、バックブザーが鳴る構造とする。
4. 連絡ブザーの S/W は、左右の操作ボックスに取付ける。
5. 緊急停止ボタンは左右に取り付け、投入口下部の膝 S/W は平板とする。
6. 「作業中表示灯」は、VS-160A K0299 パトライト製の八尾仕様 (同等可)を取付ける。
7. 操作ボックスの積込み S/W は富士電子の AH シリーズ(同等可)を使用。
8. 作業灯(夜間用)を左右に取付け、配線は専用回路とし S/W も取付ける。

第4章・その他

1. 啓発ポスター用看板は、ポスターの差し替えを考慮し、令和元年度極東式を追随し防水性を高めること。
2. 別途指定の車載用拡声器システムは、SDカード(童謡赤とんぼ)を添える。
3. ちりとり・ほうき立てを荷箱開口時に落ちないように設置する。
4. 排気口は、タイヤへの熱障害を考慮する。
5. 消火器はモリタ製のME10VC型を左右に各一本取付ける。(同等可)
6. 車輪止めを取付ける。

別途指定

品名	型式	メーカー
ボデーカラーパステルグリーン現車確認	S44-456 パステルグリーン	ロックペイント
10W オルゴールアンプ	YD-314	ノボル
車載スピーカー	SC-113B	ノボル
投光ワークランプ SD 型	24V 用 60W 付	スタンレー

指定のロゴ・字体・サイズ・カラー

- ① 官庁用・・・ 角ゴシック 60×70mm 白
- ② 八尾市・・・ 角ゴシック 110×120mm 白
- ③ 市章・・・ 現車確認



ドライブレコーダ



バックアイカメラのモニター



キャビン後部ガス缶回収 BOX



ちりとり・ほうきホルダー



啓発ポスター用看板



暴力団等不当介入に関する特記仕様書

八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、次のとおり措置するものとする。

- (1) 受注者及び下請負人等が契約履行に当り、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、八尾市暴力団排除条例第9条第2項に基づき、速やかに本市に報告するとともに、警察への届出をすること。
- (2) 前項の報告義務を怠ったと認められるときは、入札参加停止措置を行うものとする。
- (3) 受注者及び下請負人等が第1項の不当介入を受け、同項の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、履行期限の延期等の措置を講じることができる。